

財務省告示第二百五十五号  
 国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）  
 第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定  
 により平成十七年六月十五日に買入消却した国債  
 の名称等を別表のとおり告示する。

平成十七年七月四日

財務大臣 谷垣 禎一

（別表）

合 計	国債の名										利付国債 （十庫券）	記号	総額 面金額の	額面金額の 買入
	第 二 百 八 回	第 二 百 七 回	第 二 百 七 回	第 二 百 六 回	第 二 百 六 回	第 二 百 六 回	第 二 百 四 回	第 二 百 四 回	第 二 百 四 回	第 二 百 三 回				
三 千 四 億 円	十 一 億 円	百 五 十 四 億 円	百 億 円	十 九 億 円	三 十 億 円	三 十 億 円	十 九 億 円	五 十 億 円	五 十 億 円	一 億 円	二 千 五 百 四 十 億 円	額 面 金 額 の	額 面 金 額 の 買 入	
	百 三 円 二 銭 七	七 百 二 円 三 十 銭	三 百 二 円 三 十 銭	百 二 円 二 十 二	百 四 円 二 十 一	百 四 円 二 十 一	百 四 円 二 十 八	百 九 円 二 十 七	百 六 円 二 十 七	百 一 円 八 十 九	百 八 円 八 十 八	額 面 金 額 の 買 入	額 面 金 額 の 買 入	